

保護司以外の更生保護関係者は

更生保護施設: 犯罪をした人で帰るところがない人などに居場所を提供して立ち直りを支援する施設です。全国に100を超える施設があります。

更生保護女性会: 女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動、子育て支援など様々な活動を行っています。全国に約14万人の会員がいます。

B B S 会: 兄や姉のような身近な存在として少年たちと触れ合って、悩みの相談に乗るともだち活動や非行防止のための活動など様々な活動を行っています。全国に約4,400人の会員がいます。

協力雇用主: 犯罪や非行をした人を雇用し、自立を支援している事業者です。全国に約24,000の事業所があります。

一口メモ

更生保護: 犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないよう、地域社会の中でその立ち直りを指導・支援するとともに、犯罪や非行のない安全・安心な社会をつくるための啓発を行う活動です。更生保護の基本法として「更生保護法」があります。

保護観察: 仮釈放などになった人たちを地域社会において処遇するもので、更生保護の中心となっています。保護観察官と保護司が協働して行っています。

保護観察官: 保護観察などの実施に当たる専門職の国家公務員で、保護観察所や地方更生保護委員会に配置されています。

保護司についての連絡先

保護観察所（支部）

札幌	☎ 011-261-9225	〒060-0042	札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎
函館	☎ 0138-26-0431	〒040-8550	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
旭川	☎ 0166-51-9376	〒070-0901	旭川市花咲町4丁目 旭川法務総合庁舎
釧路	☎ 0154-23-3200	〒085-8535	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
青森	☎ 017-776-6419	〒030-0861	青森市長島1-3-25 青森法務総合庁舎
盛岡	☎ 019-624-3395	〒020-0023	盛岡市内丸8-20 盛岡法務合同庁舎
仙台	☎ 022-221-1451	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1 仙台法務総合庁舎
秋田	☎ 018-862-3903	〒010-0951	秋田市山王7-1-2 秋田地方法務合同庁舎
山形	☎ 023-631-2277	〒990-0046	山形市大手町1-32 山形法務総合庁舎
福島	☎ 024-534-2246	〒960-8017	福島市猿塚17 福島法務合同庁舎
水戸	☎ 029-221-3970	〒310-0061	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
宇都宮	☎ 028-621-2391	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎
前橋	☎ 027-237-5010	〒371-0026	前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎
さいたま	☎ 048-861-8287	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま法務総合庁舎
千葉	☎ 043-204-7795	〒260-8553	千葉市中央区春日2-14-10
東京	☎ 03-3597-0120	〒100-0013	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟
(立川)	☎ 042-521-4231	〒190-0014	立川市緑町6-3 立川第二法務総合庁舎
横浜	☎ 045-201-3006	〒231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
新潟	☎ 025-222-1531	〒951-8104	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
甲府	☎ 055-235-7144	〒400-0032	甲府市中央1-11-8 甲府法務総合庁舎
長野	☎ 026-234-1993	〒380-0846	長野市旭町1108 長野法務総合庁舎
静岡	☎ 054-253-0191	〒420-0853	静岡市葵区追手町9-45 静岡地方法務合同庁舎
富山	☎ 076-421-5620	〒939-8202	富山市西田地方町2-9-16 富山法務合同庁舎
金沢	☎ 076-261-0058	〒920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢西合同庁舎
福井	☎ 0776-22-2858	〒910-0019	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
岐阜	☎ 058-265-2651	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館
名古屋	☎ 052-951-2949	〒460-8524	名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎
津	☎ 059-227-6671	〒514-0032	津市中央3-12 津法務総合庁舎
大津	☎ 077-524-6683	〒520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
京都	☎ 075-441-5141	〒602-0032	京都市上京区烏丸通今出川上る岡町255
大阪	☎ 06-6949-6240	〒540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
(堺)	☎ 072-221-0037	〒590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎
神戸	☎ 078-351-4005	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1 神戸法務総合庁舎
奈良	☎ 0742-23-4869	〒630-8213	奈良市登大路町1-1 奈良地方法務合同庁舎
和歌山	☎ 073-436-2501	〒640-8143	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎
鳥取	☎ 0857-22-3518	〒680-0842	鳥取市吉方109 鳥取第三地方合同庁舎
松江	☎ 0852-21-3767	〒690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎
岡山	☎ 086-224-5661	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1 岡山法務総合庁舎
広島	☎ 082-221-4495	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎
山口	☎ 083-922-1327	〒753-0088	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
徳島	☎ 088-622-4359	〒770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
高松	☎ 087-822-5445	〒760-0033	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
松山	☎ 089-941-9983	〒790-0001	松山市一番町4-4-1 松山法務総合庁舎
高知	☎ 088-873-5118	〒780-0850	高知市丸ノ内1-4-1 高知法務総合庁舎
福岡	☎ 092-761-6736	〒810-0044	福岡市中央区六本松4-2-3 福岡第2法務総合庁舎
(北九州)	☎ 093-561-6340	〒803-0813	北九州市小倉北区城内5-1 小倉合同庁舎
佐賀	☎ 0952-24-4291	〒840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎
長崎	☎ 095-822-5175	〒850-0033	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎
熊本	☎ 096-366-8080	〒862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎
大分	☎ 097-532-2053	〒870-8523	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
宮崎	☎ 0985-24-4345	〒880-0802	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
鹿児島	☎ 099-226-1556	〒892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎
那覇	☎ 098-853-2945	〒900-0022	那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎

全国保護司連盟

☎ 03-3356-5724 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館

URL <https://www.kouseihogo-net.jp>

保護司



人はみな、
生かされて
生きていく。

主 犯罪や非行のない
安全・安心な
地域社会をめざして

全国保護司連盟

保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

保護司のことを定める法律に「保護司法」があり、全国の保護司の定数は52,500人と定められています。

保護司になるには

条件:①社会的信望

②熱意と活動のための時間的余裕

③生活の安定

④原則66歳以下の年齢（最初の委嘱時）

などが条件になっています。

農林漁業や商業に従事していらっしゃる方、会社や団体の役員、社員、公務員、宗教家、主婦の方など、様々な人が保護司として活動しています。

任期:ご本人の希望に応じて78歳になる前日まで再任が可能です。(ただし、78歳に達した日以降は、保護司活動に制限があります。)



保護司になったら

保護司は、住居地を管轄する保護観察所(全国50か所にあります)に配属され、地域の保護司組織(保護司会)に所属します。

なお、保護司の組織は、保護観察所、地方更生保護委員会(全国8か所)及び全国を単位としても組織されています。

保護司の具体的仕事は

①保護観察になった人への助言や指導

②刑務所や少年院など(矯正施設)に入っている人の出所後の生活環境の調整

③地域での犯罪予防のための啓発・宣伝活動

④その他犯罪の予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力など

このうち①と②は保護観察所の依頼を受けて行い、③と④は地域の保護司会の一員として他の保護司と共同で行います。

保護観察の流れ



保護司に対する研修や指導は

保護司としての経験年数などに応じて、保護観察所が各種の研修を行います。また、保護司会でも自主的に研修を行っています。

保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察所の保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。多様な経験を持つ先輩保護司の助言や意見を聞くことも大変有意義です。

なお、「更生保護サポートセンター」が全国の保護司会に整備され、ここを拠点に保護司同士の研修や相談・助言など、様々な活動が行われています。

保護司の身分などは

身分は、非常勤の国家公務員とされています。

ボランティアということで給与は支給されませんが、活動に要した経費については、一定の基準により、実費弁償金が国から支給されます。

保護司としての活動中に怪我などしたときは、国家公務員として公務災害の補償が受けられます。

功績のある保護司に対する各種表彰制度(叙勲、藍綬褒章、大臣表彰など)があります。

